

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	要届出管理区域における計画変更命令	
根拠条例等・条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の13第5項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例（抜粋） （要届出管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令） 第81条の13 要届出管理区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一～四 （略） 二～四 （略） 五 第1項の規定による届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	堺市行政手続条例第13条第2項第3号に規定する「施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	

別紙

○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抜粋）

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第48条の56 条例第81条の13第5項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要届出管理区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更（施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。この条において同じ。）の施行方法が第48条の43第2項第1号の別に定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 第48条の50第1号又は第2号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

ロ 第48条の50第3号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が別に定める基準に適合するものである場合

二 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、管理有害物質又は管理有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

三 要届出管理区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

四 土地の形質の変更を行った後、条例第81条の9第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。